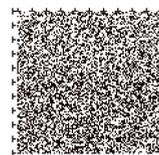


みんなで作る 共生社会

だれもが参加できる社会へ



共生社会の実現に向けて



人は、だれもが差別されない権利を持っています。

しかし、世の中にはさまざまな差別や偏見が存在しています。

その一つが「障がい者差別」です。

国は、障がい者差別を解消するため、

「障害者基本法」や「障害者差別解消法」などの法律を制定し、

障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、

共に生きる社会（※共生社会）を実現することをめざしています。

※これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が積極的に参加・貢献していくことができる社会

改正障害者差別解消法が施行されました！

「障害者差別解消法」では、行政機関等や事業者に対し、障がい者への「不当な差別的取扱いの禁止」や、障がい者から申し出があった場合の「合理的配慮の提供」を求めています。

令和3年、「障害者差別解消法」が改正され、令和6年4月1日より、事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されました。

だれもが参加できる社会に向けて、どのような取組ができるのか一緒に考えていきましょう。

行政機関等
(国・自治体)

事業者
(民間企業)

不当な差別的取扱い

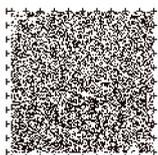
禁止！

禁止！

合理的配慮の提供

義務

努力義務→義務



合理的配慮ってなに？

どうして私達なの？

合理的配慮とは

行政機関等や事業者が、事務・事業を行うにあたり、障がい者から「設備やサービス等を利用しやすいように配慮してほしい」という申し出があった場合、その負担が過度でないときに、必要かつ合理的な範囲で行う配慮のことです。

具体例

1 物理的環境への配慮

飲食店で車椅子のまま着席したい



机に備え付けの椅子を片付けて、
車椅子のまま着席できるスペースを確保した



2 意思疎通への配慮

難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、
弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい



太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った

3 慣行の柔軟な変更

文字の読み書きに時間がかかるため、
セミナーでホワイトボードの文字を最後まで書き写せない



書き写す代わりにスマートフォン端末等で
ホワイトボードを撮影できるようにした



社会において提供されている設備やサービス等は、障がいのない人には簡単に利用できても、障がいのある人には利用が難しく、活動が制限されてしまうことがあります。

このような場合、障がいのある人が設備やサービス等を極力利用できるよう、活動を制限している要因を取り除く必要があります。

「合理的配慮」のポイント

合理的配慮は、次の3つを満たすものでなくてはなりません。——

- 1 必要とされる範囲で、本来の業務に付随するものに限られること
- 2 障がいのない人と同等の機会の提供を受けるためであること
- 3 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更とならないこと

合理的配慮の大切な考え方

合理的配慮の内容は、場面によってさまざまであるため、障がいのある人と一緒に解決に向けて話し合うなど、お互いに理解を深め、ともに対応のあり方を考えることが大切です。

〇〇障がいのある人は…

同じ障がいで、程度によって適切な配慮が異なるため、ひとくくりにせず、個別に検討する必要があります。

前例がありません！

合理的配慮の内容は、個別の状況に応じて柔軟に検討する必要があります。前例がないことは、断る理由になりません。

もし何かあったら…

漠然としたリスクだけでは、断る理由になりません。どのようなリスクが生じ、そのリスク低減のためにどのような対応ができるのか、具体的に検討する必要があります。

対話の際に
避けるべき
考え方

特別扱いできません！

合理的配慮は、障がいのある人もない人も、同じようにできる状況を整えることが目的であり、「特別扱い」ではありません。

参考



障がい者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト（内閣府）

障害者差別解消法の概要や「合理的配慮の提供」に関する事例等が掲載されていますので、ぜひご覧ください。



平等と公平

ここで改めて、表紙のイラストをご覧ください。

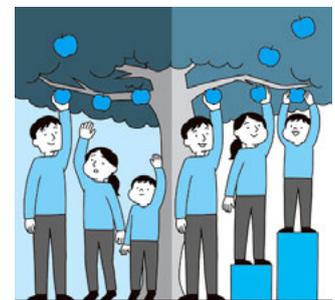
イラストの左側は「平等」、右側は「公平」を表しています。

「平等」は、すべての人が同じ条件にありますが、これではリンゴを採れない人が生じてしまいます。

「公平」は、すべての人がリンゴを採ることができるよう、人によって台の高さが異なります。

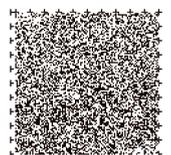
大切なのは、台の高さを変えること（合理的配慮の提供）によって、すべての人がリンゴを獲得できる（参加できる）ということです。

すべての人が参加できる共生社会をめざし、合理的配慮の提供を進めるとともに、私たち一人ひとりが理解を深めていきましょう。



(平等)

(公平)



私たち一人ひとりに できること

聴覚障がい のある方には…

手話や筆談、口話など、さまざまなコミュニケーション手段の中から、お互いにとって良い方法を考えましょう。

口話は、相手の口の動きを読み取る方法です。ゆっくり、そしてはっきりと口を動かすようにしましょう。



社会性や 対人関係に 難しさのある方には…

話をじっくり聞いてください。また話すときは「優しく」「簡単な言葉で」「ゆっくり」「具体的に」を心がけてください。指で場所を示したり、絵や写真を用いて説明を補足すると、伝わりやすいことがあります。



視覚障がい のある方には…

説明をするときは、曖昧な表現ではなく、具体的な表現で伝えることを心がけましょう。困っている、または危険と感じることがあったら「それ以上前に進んだら危険です」など声をかけましょう。そのひと言が命を救うかもしれません。



身体障がい のある方には…

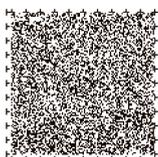
車椅子や杖を使用していると、坂道や段差のある道、ドアやエレベーターの前などで立ち往生してしまうことがあります。ひと言声をかけ、ドアを開ける、エレベーターのボタンを押す、相手の理解を得たうえで車椅子を押すなど、できることを考えてみましょう。

内部障がい のある方には…

内部障がいは、心臓や腎臓、呼吸器など、身体内部の障がいのことです。疲れやすく、ペースメーカーや酸素ボンベなどの生活補助器具を使っている人もいます。「ハート・プラスマーク」や「ヘルプマーク」をつけている人を見かけたら、すすんで席を譲るなど心がけましょう。



障がい者差別は、行政機関等や事業者だけの問題ではありません。障がいのある人もない人も、ともに生き、ともに理解し合い、ともに参加できるまちをめざし、日頃より、私たち一人ひとりができることを考え、行動しましょう。



人権相談窓口



人権相談(全般)

人権・生活相談

((一社)富田林市人権協議会).....0721-24-3700
みんなの人権110番(法務局).....0570-003-110
大阪法務局富田林支局.....0721-23-2432
(一財)大阪府人権協会.....06-6581-8634

人権なんでも相談

●と き:毎月第4金曜/13:00~16:00
(5月、12月は第2金曜)
●と ころ:すばるホール4階 秀月の間
●問い合わせ:人権・市民協働課 内線474

女性の人権相談

女性の人権ホットライン(法務局).....0570-070-810
女性の悩み電話相談【府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)】
.....06-6937-7800(火曜~金曜/16:00~20:00・土日/10:00~16:00)
DV相談+(プラス).....0120-279-889
大阪府女性相談センター
.....06-6949-6022(全般)/06-6946-7890(DV)
富田林子ども家庭センター.....0721-25-2065(DV)
富田林警察署 生活安全課.....0721-25-1234(DV)
大阪府労働相談センター.....06-6946-2601(セクハラ)

女性の悩み相談・面接

●と き:第1火曜/9:30~15:30
第2木曜/10:30~15:30
第3土曜/9:30~11:30
●と ころ:男女共同参画センターウイズ
(多文化共生・人権プラザ内)
●予 約:0721-23-0030

女性のための電話相談(特設)

●と き:4月・6月・11月の特定日
●専用電話:0721-23-0567
(詳細は実施月の市HPにて)

子どもの人権相談

子どもの人権110番(法務局).....0120-007-110(全般)
児童相談所虐待対応ダイヤル(こども家庭庁).....189(24時間)
大阪府子ども家庭センター.....072-295-8737(夜間休日虐待通告専用)
子どもの虐待ホットライン(児童虐待防止協会).....06-6646-0088(月曜~金曜/11:00~16:00)
子どもの悩み相談(府子ども家庭センター).....0120-7285-25(子ども専用・24時間)
チャイルドライン(チャイルドライン支援センター).....0120-99-7777(子ども専用/16:00~21:00)

その他

【障がい者】 障害者差別に関する試行相談窓口「つなぐ窓口」
.....0120-262-701(令和7年3月下旬まで/10:00~17:00)
【インターネット】 人権相談窓口(大阪法務局).....06-6942-9496(月曜~金曜/8:30~17:15)
大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口「ネットハーモニー」
.....06-6760-4013(月曜~土曜/16:00~22:00・第2日曜/13:00~18:00)
【福祉全般】 富田林市福祉なんでも相談.....増進型地域福祉課 内線273
【性的マイノリティ】 にじいろホットライン(市人権・市民協働課)
.....0721-20-0285(第1~3土曜/10:00~15:00)
【犯罪等被害】 大阪被害者支援アドボカシーセンター.....06-6774-6365(月曜~金曜/10:00~16:00)
【ひとり親家庭】 大阪府立母子・父子福祉センター.....06-6748-0263(月曜~土曜/10:00~16:00)
ひとり親家庭相談.....072-923-4152(土日夜間電話相談)
【自殺予防】 大阪自殺防止センター.....06-6260-4343(金曜13:00~日曜22:00)
関西いのちの電話.....06-6772-1121(24時間)
自死遺族相談(府こころの健康総合センター).....06-6691-2818(予約制)
【自閉症・発達障がい】 (一社)市人権教育推進センター.....0721-20-0285
【ひきこもり】 府ひきこもり地域支援センター.....06-6697-2890(専用電話)(月曜~金曜/10:00~16:00)

2024(令和6)年10月発行 富田林市 市民人権部 人権・市民協働課

〒584-8511 富田林市常盤町1-1 TEL.0721-25-1000 FAX.0721-20-2072
制作:株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

各種相談窓口

